疑義照会事前同意における合意書

塩竈市立病院と保険薬局名称:	は、院外処方箋に
おける疑義照会の運用について、下記の通り合意した。	
なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、	、十分説明の上、
同意を得てから行うものとする。	
記	
① 院外処方箋に係る個別の処方医への確認を不要とする項目について	
「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」(別紙)に挙げる舅	&義照会不要例に
ついては、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項及び第 24 条に規定する	5医師への確認が
なされたとして、個別の処方医への確認を不要とする。	
② 運用開始について	
2020 年 11 月 1日から運用を開始する。	
③ 合意の解除及び内容の変更について	*
合意の解除及び内容の変更については、必要時に協議を行うこととする。	
	以上
(施設住所・名称・代表者)	
2020 年 10 月 28 日	
住所 : 〒985-0054 宮城県塩竈市香津町7番1号	
名称: 塩竈市立病院 塩竈木	
代表者:病院長福原賢治丁病院	
年 月 日	
住所 :	
名称:	
代表者:	